

広島県告示九百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定によって、広島空港県営第一駐車場及び広島空港県営第二駐車場の駐車料金に係る指定代理納付者として、次の者を指定した。

平成二十年十一月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷三丁目三三番五号	平成二〇年十一月十七日
ひろぎんカードサービス株式会社	広島市中区銀山町三番一号	平成二〇年十一月十七日